

第二章 組合員加入及脱退

第六條 本組合、地區内ニ住所ヲ有スル漁業者

ハ組合員タルコトヲ得

第七條 本組合ニ加入セントスルモノハ其在

所氏名ヲ記載シタル書面ニ加入金ヲ

添ハ其旨ヲ組合ニ申込ムハレ

前項ノ加入金ハ加入前年度、総代會ニ

於テ定メタル金額ニヨルモノトス

組合第一項ノ中込ヲ承諾シタルトキハ

組合員名簿ニ其ノ住所及氏名並ニ加入

年月日ヲ記載シ其ノ旨ヲ申込人ニ通知ス

ハレ

第八條 組合員其ノ住所又ハ氏名ヲ変更シタ

ルトキハ之ヲ組合ニ申出ツハレ

第九條 組合員事業年度、終ニ於テ脱退セ

シトスルトキハ書面ヲ以テ其旨ヲ組合

ニ申出ツハレ

前項ノ申出テリタルトキハ組合員名簿

ヨリ其氏名ヲ抹消シ且脱退ノ年月日ヲ

記載スヘシ

第十條 組合員、死セニ因リ家督相續開

シタルトキハ家督相續人ヨリ書面ヲ

以テ其旨ヲ組合ニ申出ツハレ

第十一條 組合員其ノ組合員タル資格ヲ喪